

## 条例案を策定した目的、背景及び整理した実施機関の考え方

本町の景観の特性を要素ごとに区分して基本理念・基本方針をまとめ、本町の景観の特性や実態から景観の保全や活用に向けて課題を整理するとともに、魅力ある景観を守り育てるための「景観まちづくり」の方向性を定め、長期にわたって持続的に取り組むべき行動を整理し、「東浦町景観計画」を作成しました。

「東浦町景観計画」で定めた事項について法的効力を持たせる必要があるため、本条例を制定するものです。